省　令

○国土交通省令第百九号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第六条第一項に基づき、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和五年国土交通省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（法第四条第一項の主務省令で定める作成）	（法第四条第一項の主務省令で定める作成）
第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、自賠法第七条第三項（同法第九条の四の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく証明書の作成とする。	**第五条**　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、自賠法第七条第三項（同法第九条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく証明書の作成とする。
（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）	（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）
第十条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。	**第十条**　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、自賠法第七条第一項及び第四項（これらの規定を同法第九条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく証明書の交付等とする。
一　自賠法第七条第一項及び第四項（これらの規定を同法第九条の四の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく証明書の交付等	
二　自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第三条第一項各号（同令第十二条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める書面及び同令第三条第二項各号（同令第十二条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める書類の交付等（保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第二号に規定する保険者が被害者に代位して自賠法第十六条第一項の損害賠償額の支払の請求を行う場合において、自賠法第六条第一項に規定する保険会社又は同条第二項に規定する組合に交付等するものに限る。）	

附　則

この省令は、令和七年十二月一日から施行する。

法規的告示

○公正取引委員会告示第一号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成十六年公正取引委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十四日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

備考第一項中「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改める。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

その他告示

○外務省告示第四百三十四号

令和七年十月二十二日にクアラルンプールで、マレーシア政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がマレーシア政府との間に行われた。

令和七年十一月十四日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の代表者とマレーシア政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、マレーシア（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、三十一億円（三、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2　(1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。